

訴 状

2018年6月6日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 海 渡 雄 一  
同 只 野 靖  
同 海 渡 双 葉

当事者の表示

原告及び訴訟代理人

別紙原告ら目録及び訴訟代理人目録記載のとおり

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

被告 被告東京都知事 小 池 百合子

境川金森調節池建設差止請求事件

訴訟物の価額 160万円（算定不能）

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、東京都町田市金森六丁目1406番1外において計画している、境川金森調節池建設工事およびこれに付帯する工事を行ってはならない。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

## 請求の原因

### 内容

第1	はじめに この訴訟の目的	4
第2	河川の治水安全度を向上させるための方法（前提）	7
1	雨と洪水と治水	7
2	治水安全度（計画規模）と計画降雨量（確率雨量）	7
3	堤防の構造	8
第3	境川及び金森調節池建設工事の概要等	9
1	境川の概要等	9
(1)	境川の流域	9
(2)	境川流域の地形	10
(3)	境川の河川管理者	10
(4)	河川整備目標流量と、現状の流下能力	14
(5)	境川における主な洪水	16
2	境川金森調節池計画の概要	17
(1)	被告東京都の河川整備目標	17
(2)	境川金森調節池計画の概要	19
(3)	境川金森調節池工事の計画の概要	20
第4	境川金森調節池の必要性及び公共性の欠如	22
1	境川の河川構造や流域状況からして、洪水被害は限定的であること	22
(1)	河川整備の具体的な内容は、各河川の実情に合致したものでなければならない	22
(2)	境川は「掘込構造」の河川であること	24
(3)	境川における過去の洪水被害も限定的であること	24
2	他に有効な代替手段があること	24
(1)	他に総合治水対策という有効な代替手段がある	24
(2)	最も優先されるべき施策は河道断面の掘削である	26
3	地域住民の安全を守るための工事でも、地域住民の合意のもとに進めなければならないこと	26
(1)	境川金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害	

の方がはるかに大きいこと .....	26
(2) 境川金森調節池建設決定の過程の情報公開は不十分であり、地域住民の 意見が聞かれていないこと .....	27
第5 境川金森調節池建設工事によって、原告ら周辺住民には、生命、身体、環境 の安全性が害されるおそれがある .....	28
1 原告ら周辺住民が被る損害・不利益 .....	28
(1) 本件周辺地域は良好で平穏な住宅街であること .....	28
(2) 本件工事により予想される損害・不利益 .....	28
2 こばと保育園及び園児が受ける損害・不利益 .....	30
3 農業者が受ける損害・不利益 .....	31
4 西田スポーツ広場が使用できないことによって、原告らが被る著しい損害 .....	33
第6 本件工事は差し止めるべきこと .....	36
1 工事差止めについて .....	36
2 本件事業の違法性と原告らの権利利益の侵害 .....	36
3 差止めの必要性が高いこと .....	37
4 結論 .....	37

## 第1 はじめに この訴訟の目的

1 本件は、被告東京都が、二級河川境川に関して、東京都町田市金森六丁目1406番1外において計画している境川金森調節池建設工事について、境川周辺に居住する原告ら住民が、同工事によって、生命・身体・生活環境の安全性が害されるおそれがあることから、原告らの保有する人格権にもとづいて、同工事の差止めを求めるものである。

2 二級河川境川については、平成27年4月に、境川水系河川整備計画が策定された（甲1「河川整備計画」）。

被告東京都は、その以前の平成24年11月に、「被告東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について 最終報告書」をまとめて公表した（甲2「最終報告書」）。最終報告書は、「はじめに」として、以下のように述べる（甲2・2枚目はじめに）。

- ・近年、都内では、現在の中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える豪雨と、それに伴う浸水被害が増加しており、都においては、これらの豪雨に対処していくための新たな治水対策が喫緊の課題となっている。
- ・今後の目標整備水準は、現在の時間50ミリ降雨への対応から、区部では時間75ミリ降雨、多摩部では時間65ミリ降雨（いずれも年超過確率1/20）に引き上げることが望ましい。
- ・時間50ミリ降雨を超える部分の対策は、都内中小河川の沿川状況などを踏まえ、調節池による対応を基本とすること、また、透水性舗装や浸透ますなどの流域対策による河川への雨水流出抑制効果を考慮することを整備手法の考え方として示した。

その後、河川整備計画（甲1）は、この最終報告書（甲2）を受けて策定されており、境川金森調節池（甲3、4の1～2、5の1～3、6の1～2、7の1～2、8の1～2、9の1～2、10の1～2）も、同整備計画に位置付けられる調節池である。

3 しかしながら、多摩地区においては、都区部ほど、土地の高度利用は進んでおらず、地下施設も少ないことから、洪水に対する潜在的な危険性は低い。特に境川は、周囲に位置する多摩川、鶴見川、相模川のような一級河川とは独立した二

級河川であり、境川の流域は、主に一般住宅地・農地であり、地下施設はほとんどない。

河川整備の具体的な内容は、各河川の実情とりわけ各河川において予測される河川災害に合致したものでなければならない。そして、境川の流域において、「新たな治水対策が喫緊の課題」となっているという状況にはない。

また、境川流域の洪水対策としては、境川金森調節池の建設よりも、より容易であり、かつ安価で、より早期の効果が期待できる流域対策（グリーンインフラ）という他に有効な代替手段がある。にもかかわらず、このような流域対策は全く手つかずの状態である。

- 4 他方で、境川金森調節池の建設工事が開始されると、閑静な住宅街の幼い子どもたちの通学路に、約10年間にわたって、コンクリートミキサー車等の工事用の大型車両が頻繁に出入りすることとなり、原告らとその子どもたちに深刻な交通事故が発生する可能性が高い。すなわち、境川の洪水によって命を落とす可能性はほとんどないにもかかわらず、交通事故で被害に遭う可能性は確実に存在する。したがって、洪水によって命を落とす可能性よりも、建設工事の工事車両による交通事故によって命を落とす可能性の方がはるかに高いと評価できる。

また、約10年間にわたって、地域のコミュニティの中核施設である西田スポーツ広場が使えなくなり、地域住民のスポーツ活動、盆踊りなどができなくなり、近隣の保育園の事業の存続が危うくなり、首都圏直下の地震時などの防災対策などにも大きな支障をもたらす。また、池の掘り込み工事により、農業用水が枯渇し、この地域での営農が不可能となることも危惧されている。長期に及ぶ工事による地域住民の被る被害は、子どもたちの尊い命を筆頭に、かけがえのない人格権によって構成されるものである。

- 5 治水上の必要性がなく、他に有効な代替案があるにもかかわらず、これらを比較検討することなく、原告ら地域住民にこのような広範な被害をもたらす工事を強行することは、原告らの社会通念上受忍すべき限度をはるかに超えており、この工事は差し止めなければならない。

- 6 以下、前提として河川の治水安全度を向上させるための方法と（第2）、境川

及び金森調節池建設工事の概要等について述べた上で（第3）、境川金森調節池の必要性及び公共性が欠如していること（第4）、境川金森調節池建設工事によって、原告ら周辺住民には、生命、身体、環境の安全性が害されるおそれがあること（第5）から、本件工事は差し止めるべきこと（第6）について述べる。

## 第2 河川の治水安全度を向上させるための方法（前提）

本件を判断する上では、河川及び治水に関する基本的な理解が必要不可欠と考えられることから、以下、基本的な説明を行う。

### 1 雨と洪水と治水

降雨は、さまざまなルートをたどって河川に流れ、ほとんどの場合、最終的には海に至る。

降雨は分水嶺を境にして、より低いところに流れていくので、河川には、それぞれの集水域（集水範囲）がある。集水域は、地震や火山噴火などの地殻変動や、人為的な改変が無い限り、変動することはない。

降雨によって河川の流量は増加するが、それが河川の流下能力を超えた場合、洪水被害が生ずる。河川の流下能力は、河道断面と勾配によって決まる。そこで、河川狭窄部の河道を拡幅し、河床を掘り下げするなどして河道断面を増加させれば、河川の流下能力は向上し、治水上はより安全になる。ただし、そのような工事を行うためには、用地の確保が必要となるため、都市河川では実施は困難な場合がある。

河道断面を増加させることが困難な場合の治水工事としては、洪水調節施設を設け、雨水の流出を抑制する流域対策がある。

洪水調節施設とは、人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部分を貯めることによって、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）施設のことである。この洪水調節施設によって減少した（調節した）流量を洪水調節流量という。

また、透水性舗装や浸透ますなどの流域対策は、流域の降雨が河川へ到達するまでの時間を長くすることによって、雨水が河川へ流出することを抑制し、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）というものである。

### 2 治水安全度（計画規模）と計画降雨量（確率雨量）

(1) 治水安全度（計画規模）とは、治水計画を策定する上で、将来的に被害が発生しないように整備するための目標とすべき安全度のことであり、降雨量の年超過確率で表されるものである。

年超過確率とは、各年の水位・流量・降水量の最大値を統計的に処理し、ある値を超える確率のことをいう。

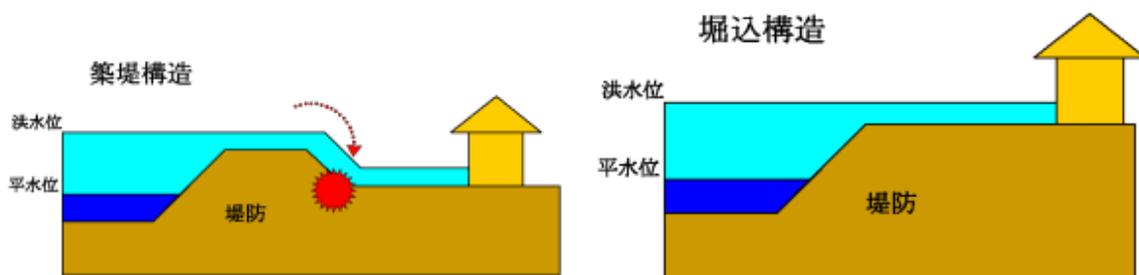
たとえば、治水安全度が年超過確率 20 分の 1 であるという場合、概ね 20 年に 1

同程度の頻度で発生する大雨によって発生する洪水に対して、氾濫せず安全に流すことができるだけの能力があることをいう。

(2) 計画降雨量（確率雨量）とは、治水安全度（計画規模）相当の雨量である。たとえば治水安全度（計画規模）を 1/20 確率とした場合には、確率計算による 1/20 確率の雨量が計画降雨量（確率雨量）となる。

### 3 堤防の構造

(1) 河川の堤防の構造は、大きく「掘込構造」と「築堤構造」に分けられる（甲 1 1 京都府HP）。



(2) 「築堤構造」の河川では、洪水が堤防を越流した場合、堤内側（住宅側）で洗掘を受けて、堤防が決壊する危険性があり、堤防が決壊した場合の水害被害は甚大なものとなる。また、越流があった場合、掘込河川に比べて長時間冠水が続く。鬼怒川の中・下流部は「築堤構造」の河川であるが、平成27年9月関東・東北豪雨によって、茨城県常総市の鬼怒川左岸の若宮戸地区と三坂地区の2箇所で大規模な溢水・破堤があり、これによって、常総市の市域の約3分の1が浸水し、市内の住宅被害は全壊53軒、大規模半壊と半壊は計約5000軒に上るなど、極めて深刻な被害を発生させた。堤防が決壊した場合の水害被害が甚大なものであることを示した代表的な水害である。

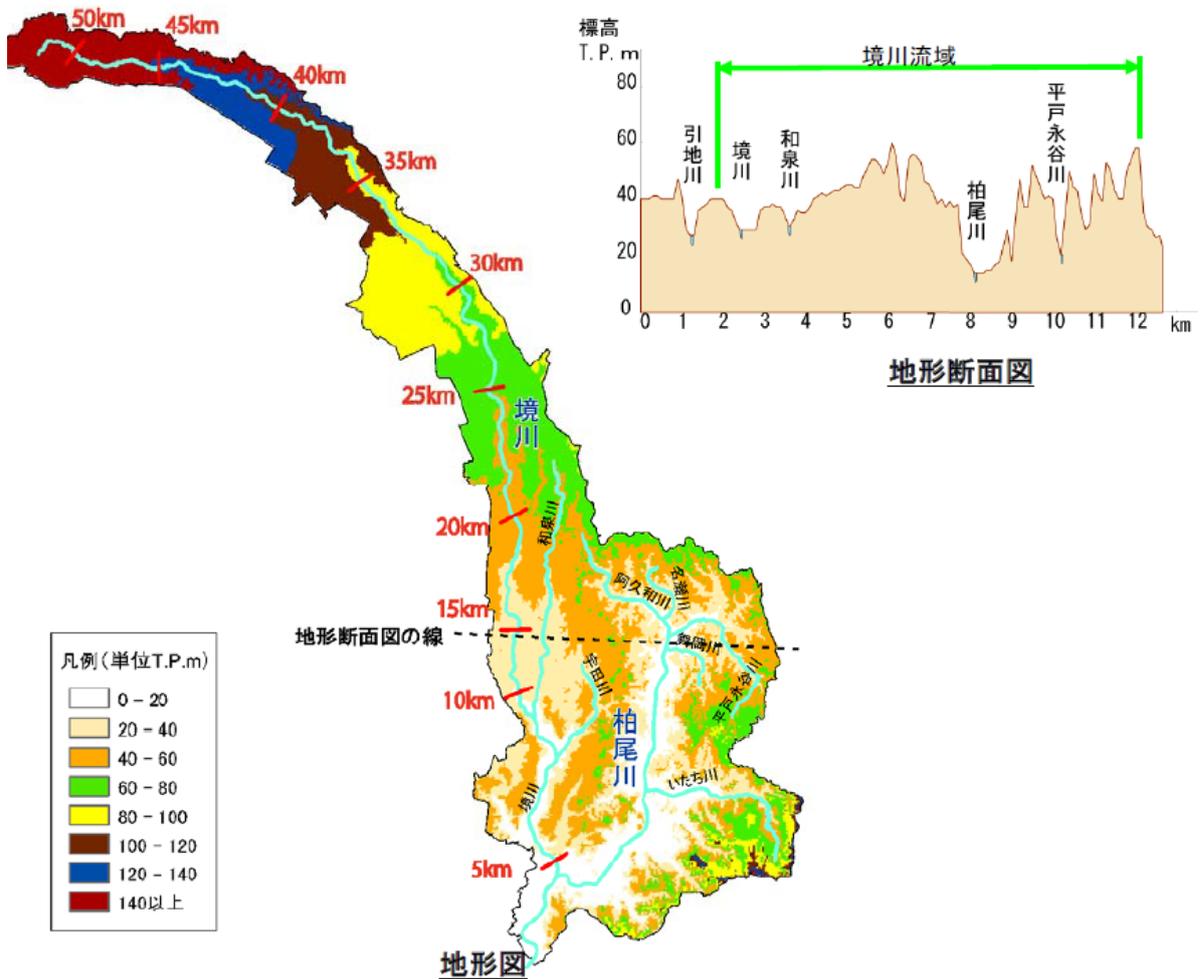
(3) これに対して、「掘込構造」の河川では、このような危険性はない。また、河川の水位が低くなれば、冠水も比較的早く引く。したがって「掘込構造」は「築堤構造」の河川に比べて、水害の危険性は格段に小さくなる。

ただし、「掘込構造」であっても、流域の土地利用形態として地下の利用が高度なものとなっている場合（例えば、地下街、地下トンネル、地下鉄など）は、「築堤構造」の河川における越流の場合と同様、危険性は高くなる。



## (2) 境川流域の地形

境川流域の地形は、上流域は多摩丘陵と相模原台地に属して起伏に富み、柏尾川等の支川が合流する下流域は小起伏丘陵地及び河川の氾濫原に該当する扇状地性低地に属して比較的平坦な地形となっている。流域の地質は、境川本川流域の大半が武蔵野ローム層に、柏尾川流域の大半が多摩ローム層に覆われており、川沿いには沖積層が分布している。地形断面図で明らかとなっており、境川の流域はすり鉢状の地形であり、掘込み型の河道となっている（甲1河川整備計画 図1-2地形図・地形断面図・縦断面図）。



## (3) 境川の河川管理者

境川の鶴瀬橋の上流は、都県の境界が河川に接していることから、昭和42年に被告東京都と神奈川県が管理協定を結び、管理区間及び管理の内容を定め、管理している（甲1河川整備計画 図1-9 河川図）。

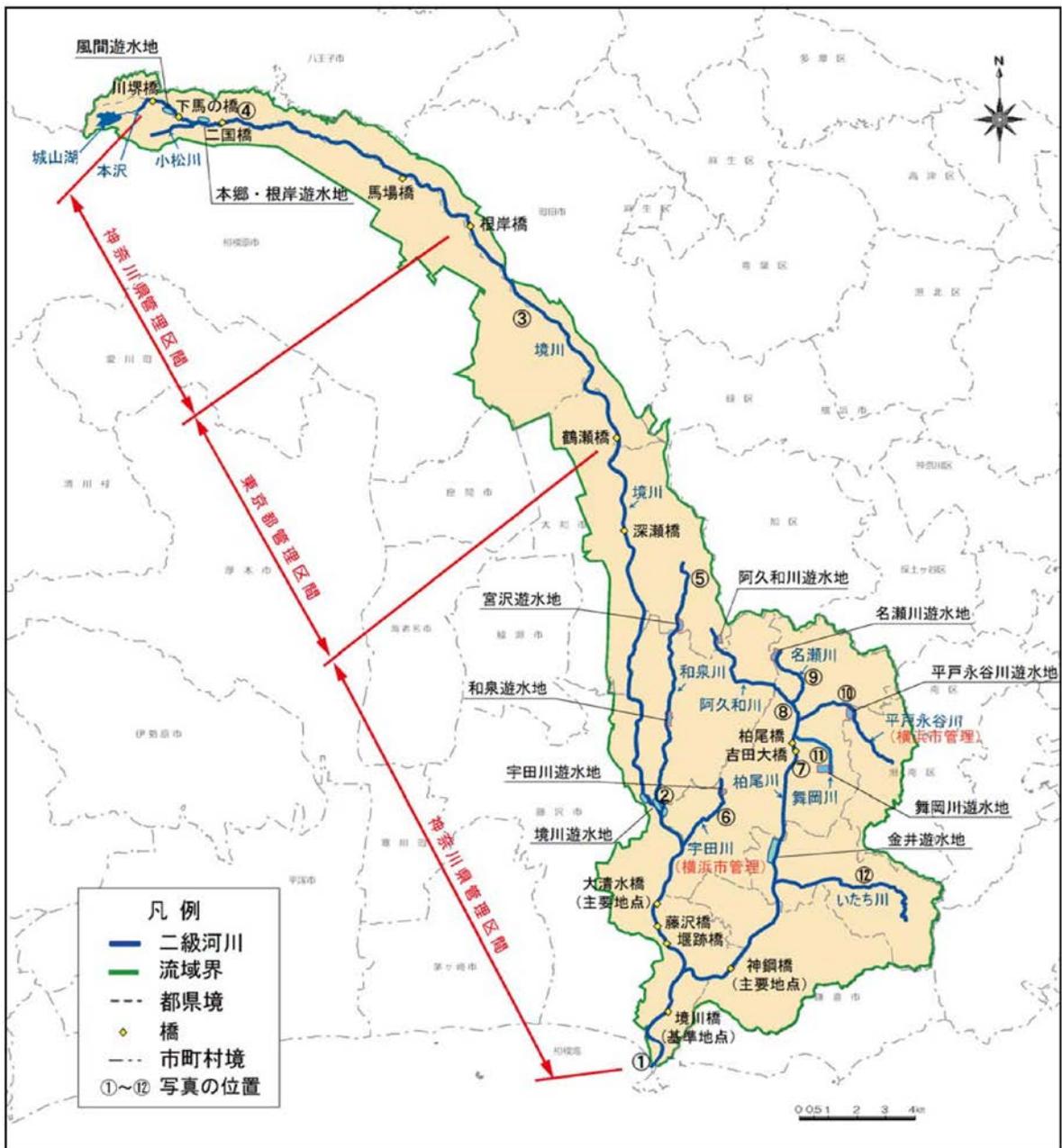


図 1-9 河川図

各管理区間は、以下のとおりである。

ア 境川上流端から根岸橋上流端まで

境川上流端から根岸橋上流端までは、神奈川県管理区間である（「上流神奈川県管理区間」）。流域の幅は2～3 kmである。



(根岸橋上流端)



(上流神奈川県管理区間)

イ 根岸橋上流端から鶴瀬橋上流端の上流 120m の地点まで

根岸橋上流端から鶴瀬橋上流端の上流 120m の地点までは、被告東京都の管理区間である（「被告東京都管理区間」）。同区間は流路約 10 km であり、流域の幅は 2～3 km である。



（鶴瀬橋上流端の上流 120m の地点）



（鶴瀬橋から上流方向）

#### ウ 鶴瀬橋上流管理境から河口まで

鶴瀬橋上流管理境から河口までは、神奈川県管理区間である（「下流神奈川県管理区間」）。同区間では、和泉川、宇田川、柏尾川が合流し、境川の流域面積の大半を占める主要部分である。



(川の両側に農地が広がる)

(相鉄線 狭窄部)



(境川遊水地)

#### (4) 河川整備目標流量と、現状の流下能力

##### ア 上流神奈川県管理区間

上流神奈川県管理区間の根岸橋における河川整備目標流量は、毎秒 180m<sup>3</sup> とされている。ただし、これはあくまで目標流量であり、現状の流下能力ではない。現状の流下能力は毎秒 85m<sup>3</sup> とされている(甲 9 の 1 H29.8.5 境川金森調節池事業説明会【町田市側】配布資料(平成 29 年 8 月 5 日開催) 4-1 境川の現況)。

##### イ 被告東京都管理区間

被告東京都管理区間の鶴瀬橋上流端の上流 120m の地点における河川整備目標流量は、毎秒 390m<sup>3</sup> である。ただし、これも目標流量であり、現状の流下能力ではない。

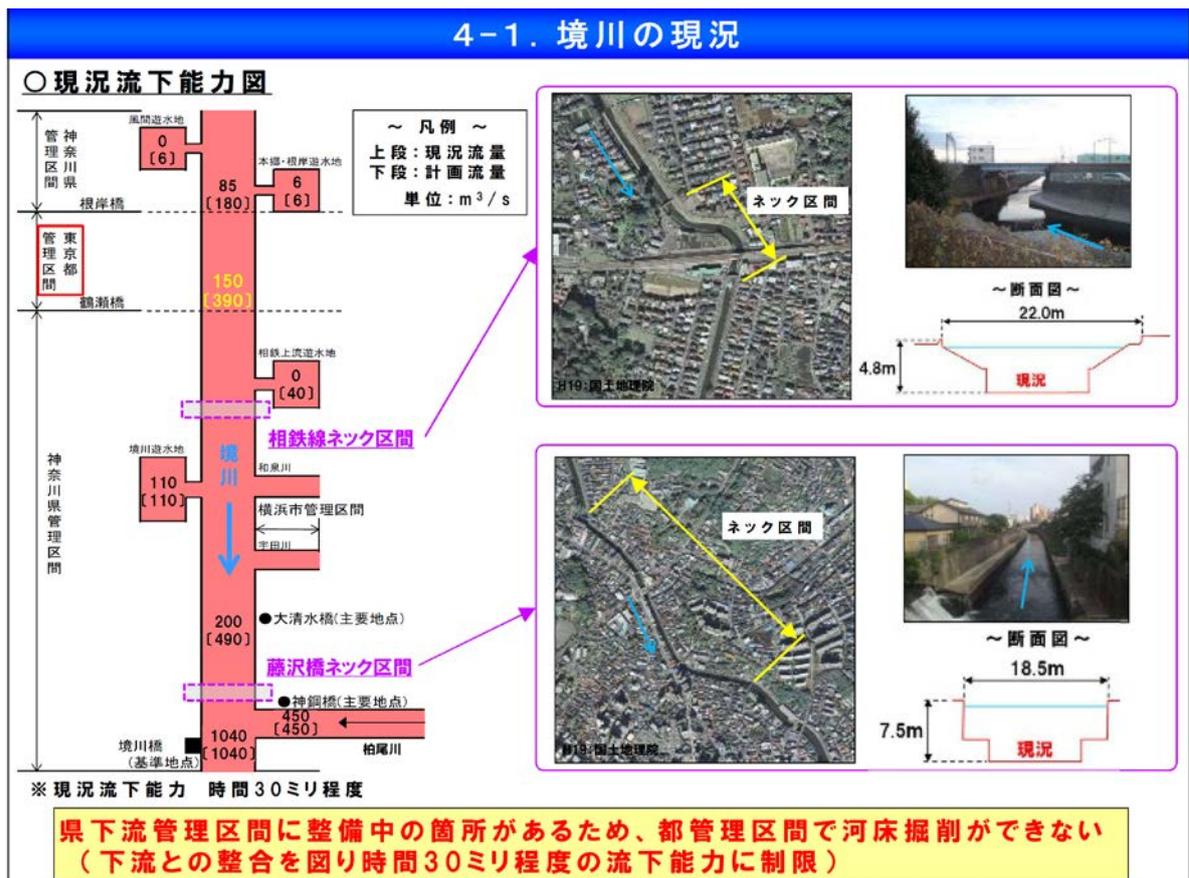
現状の流下能力は、被告東京都の資料によれば、毎秒 295m<sup>3</sup> とされている（甲 9 の 1、4 - 2 被告東京都管理区間で河床掘削した場合の影響）。

ただし、後述するように、被告東京都管理区間では、毎秒 295m<sup>3</sup> を流下させるだけの河道断面は完成しているものの、下流の神奈川県側の河川整備が進んでいないことから、現状では毎秒 150m<sup>3</sup> しか流すことができないとされている。

#### ウ 下流神奈川県管理区間

下流神奈川県管理区間の基準点である大清水橋における河川整備目標流量は毎秒 490m<sup>3</sup> である。しかし、これも目標流量であり、現状の流下能力ではない。現状の流下能力は毎秒 200m<sup>3</sup> とされている。

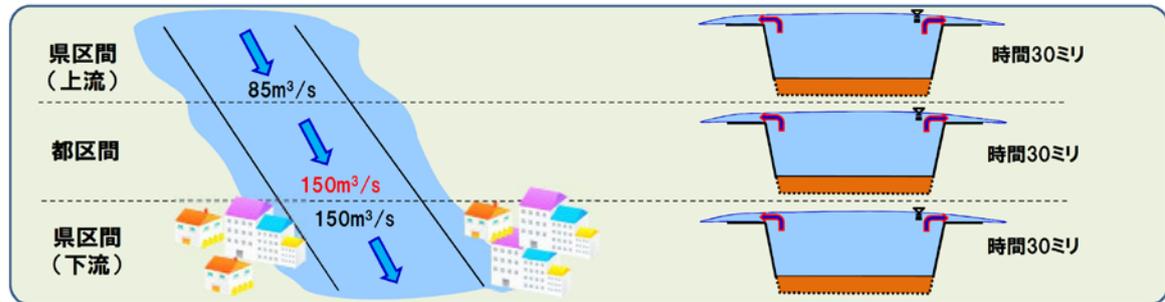
同区間の別の基準点である境川橋における河川整備目標流量は毎秒 1040m<sup>3</sup> である。同基準点では、現状でもこの流下能力は確保されている（甲 9 の 2 4 - 1 境川の現況）。



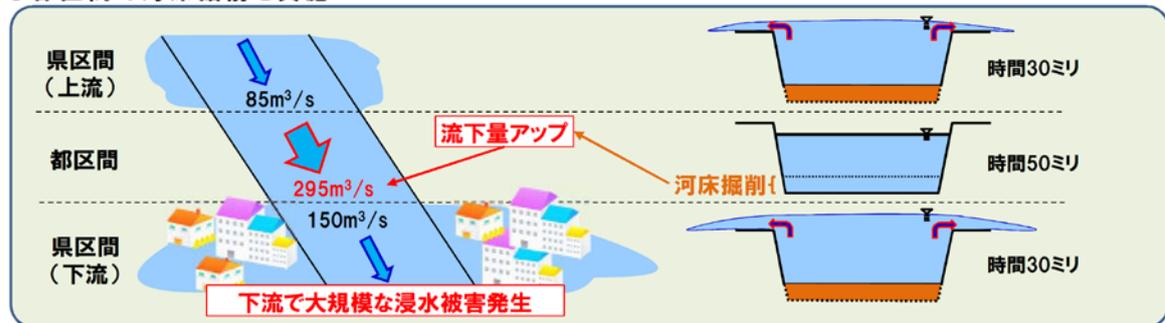
## 4-2. 東京都管理区間で河床掘削した場合の影響

◆ 河道に時間50ミリ分の降雨が流入した場合

○ 現況



○ 都区間で河床掘削を実施



**都管理区間の流量アップは、下流の能力を超えた洪水が流下するため、下流で大規模な浸水被害が発生**

エ 小括

以上のとおり、被告東京都管理区間では、時間雨量 50 mmの降雨に対応する整備を進め、現在、河川整備（河道断面の確保）は98%完了している。

これに対して、下流神奈川県管理区間では、河川整備は進んでおらず、時間雨量 30 mmの降雨に対応する整備にとどまっているとされている。

そのため、被告東京都管理区間では、下流神奈川県管理区間の整備状況にあわせ、5箇所の狭窄部を存置するとともに、整備済み区間についても計画河床まで掘り下げず、時間雨量 30 mm対応となるように流量調整を実施して、下流への流量を抑制しているとしている。

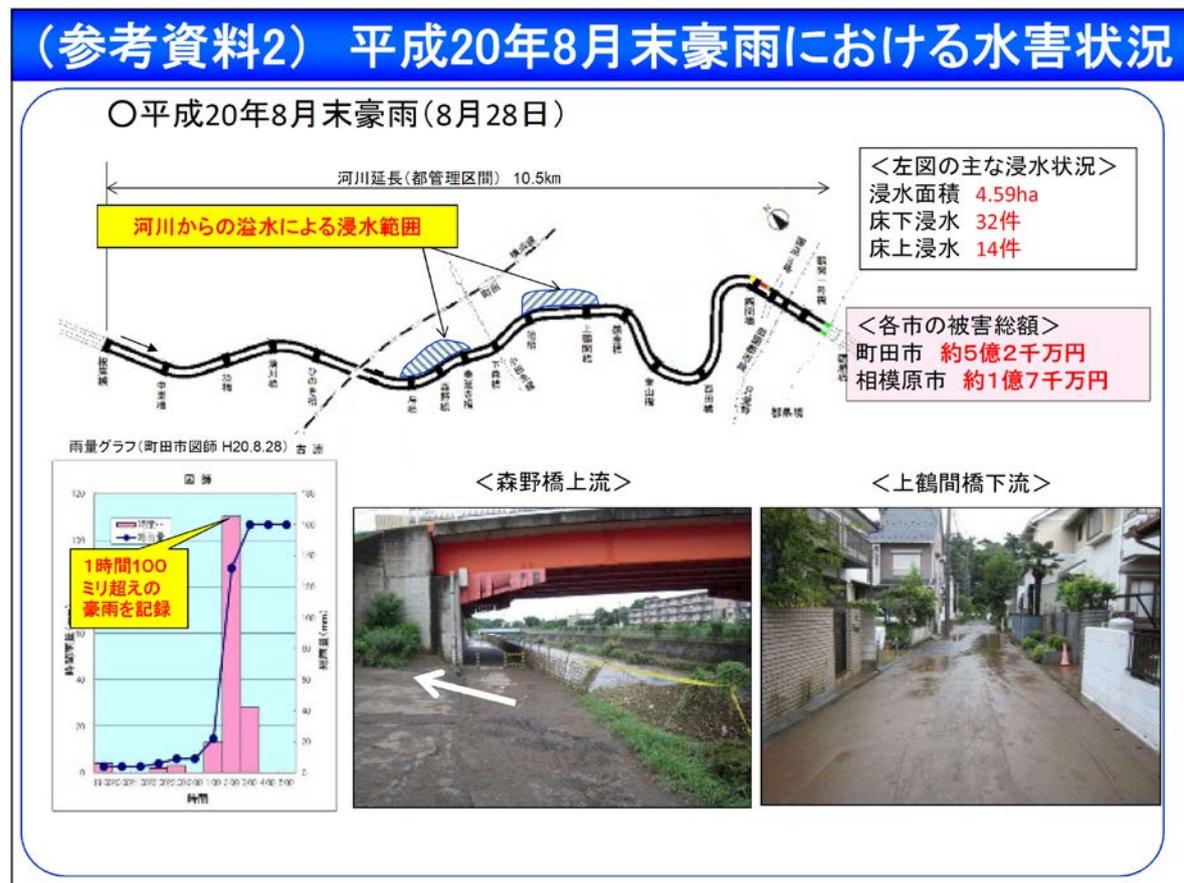
### (5) 境川における主な洪水

ア 甲1河川整備計画13頁には、多くの洪水について報告されているが、一部を除き、すべて神奈川県が管理する下流部分で発生したものである。

イ 被告東京都は、被告東京都管理区間における洪水被害として、平成20年8月末豪雨と平成28年8月台風9号をあげている（甲9の1）。

しかしながら、平成20年8月末豪雨における水害の発生場所は、森野橋上流と上鶴間橋下流であって、いずれも金森調節池より上流であって、金森調節池が建設されたとしても、それよりも上流部で発生する洪水を緩和することはできないので、今回の工事にはこのような災害を防止する効果はない。

また、平成28年8月台風9号では、そもそも越水が生じておらず、水害は発生していない。



## 2 境川金森調節池計画の概要

### (1) 被告東京都の河川整備目標

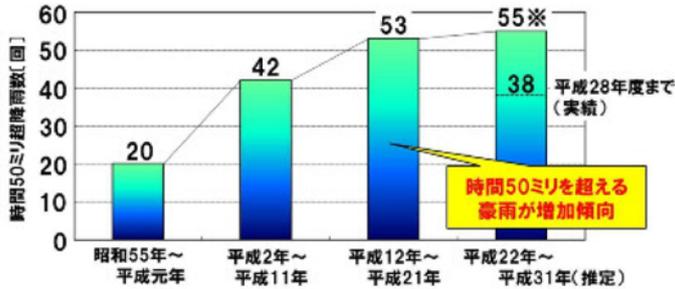
被告東京都は、近年、1時間あたり50ミリを超える降雨が増加していることから、多摩地域においては、1時間あたり65ミリの降雨に対応できるように、河川整備の目標水準を引き上げたとする。

境川においては、増加分の1時間あたり15ミリについて、そのうち5ミリ分は調節池でカットすることにし、残りの10ミリ分は流域対策で対応するとしている(甲9の1)。そして、調節池を設置して5ミリ分をカットするためには、約76万トン分の調節池が必要となるとしている。

## 1-1. 洪水調節池整備の目的

### ○整備目的

- ・近年増加傾向にある、時間50ミリ降雨を超える台風や雷雨性の局地的集中豪雨への対応

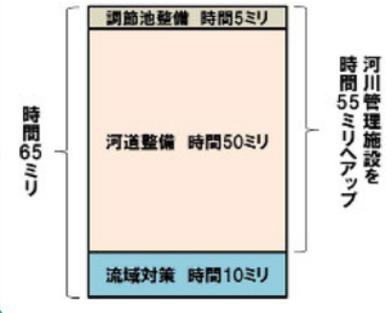


※平成31年度まで降雨数は、28年までのデータを基に推定(5.4回/年)

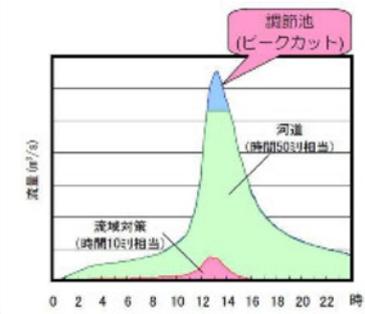
時間50ミリから65ミリに  
レベルアップ

- ・調節池は公共用地等を活用して効率的に整備
- ・下流の整備状況により、時間50ミリの河道能力がない場合でも調節池を先行整備し、安全性を早期に向上

### ○目標整備水準65ミリ(多摩部)の役割分担



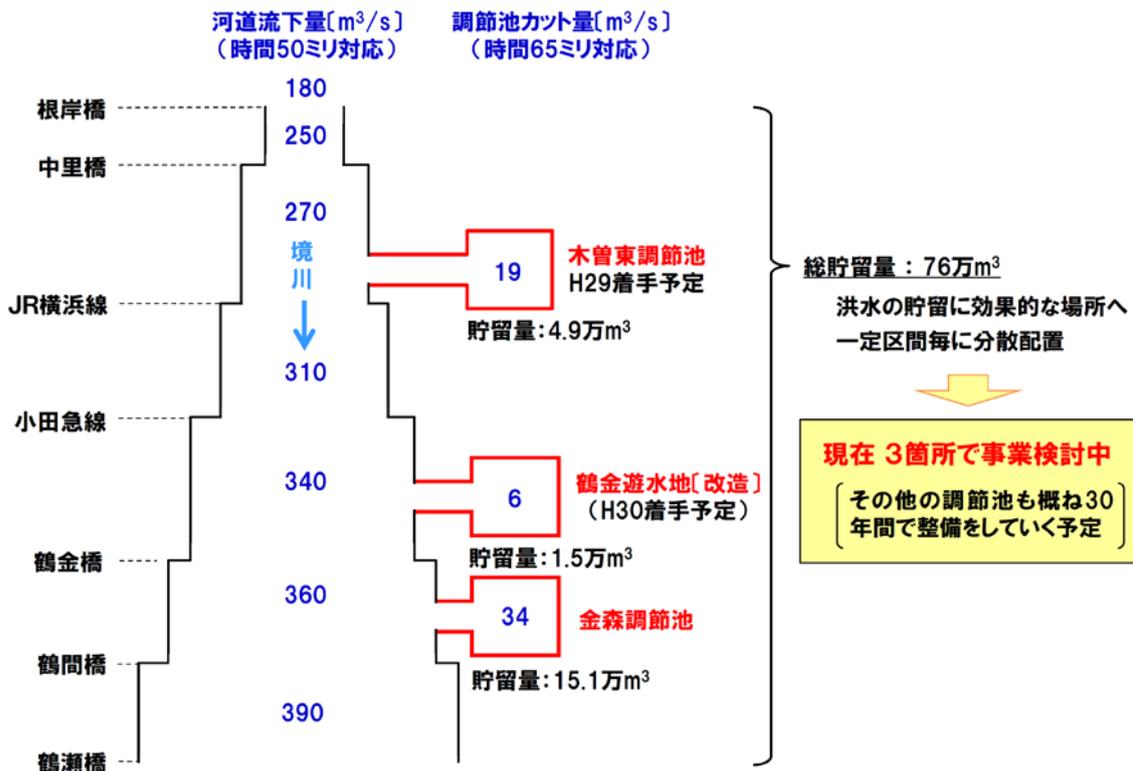
### ○流量の時間的变化(イメージ)



※中小河川における都の整備方針(H24.11策定)、東京都豪雨対策基本方針(H26.6改定)に基づく

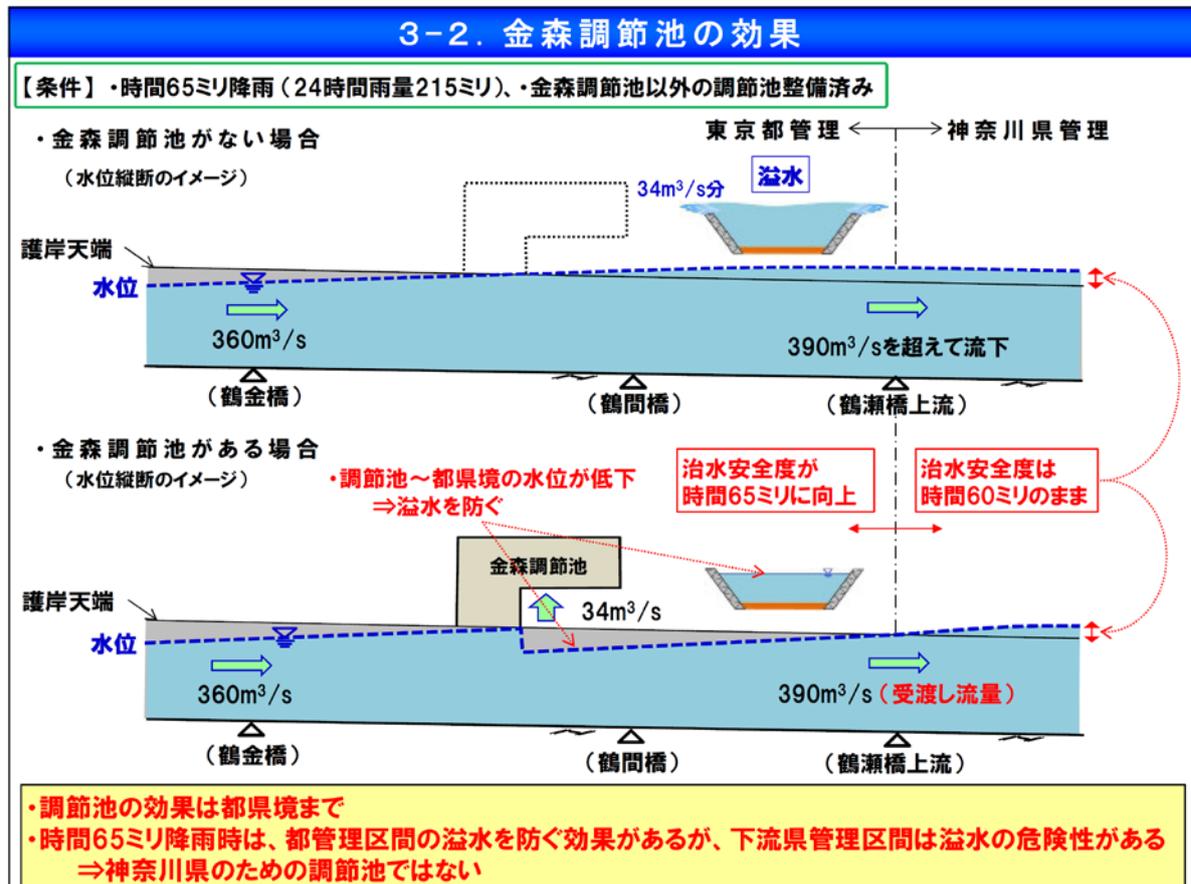
## 2. 境川における調節池整備

### ○河道と調節池(当面整備のみ)の流量分担

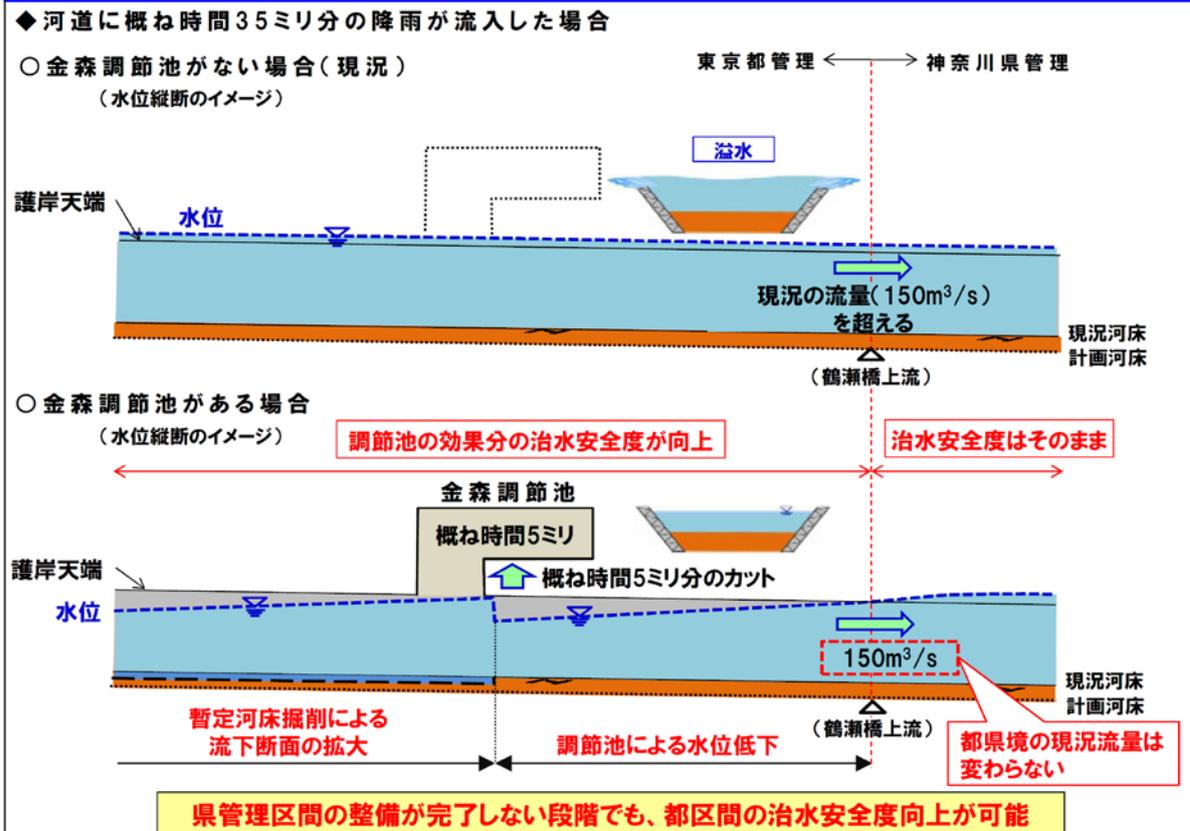


## (2) 境川金森調節池計画の概要

境川金森調節池は、町田市金森6丁目の西田スポーツ広場を掘り下げ、長さ約190m、幅約90m、深さ約20mの鉄筋コンクリート造の巨大な貯留槽（総貯留量約15万 $m^3$ ）を建設しようとするものであり、これによって、調節池計画（全体で76万トン）のうち、15万 $m^3$ 分（雨量にして1mm/h分）を確保しようとするものである（甲9の1）。



### 4-3. 当面の金森調節池の効果



#### (3) 境川金森調節池工事の計画の概要

境川金森調節池は、町田市金森6丁目の西田スポーツ広場を掘り下げ、長さ約190m、幅約90m、深さ約20mの鉄筋コンクリート造の巨大な貯留槽（総貯留量約15万m<sup>3</sup>）を建設しようとする計画であることから、掘削・搬出される土砂の量は約30万m<sup>3</sup>にのぼり、また、調節池の躯体建設のためには大量のコンクリートや鉄筋が必要となるが、これらは、ダンプカー、コンクリートミキサー車、トレーラーなどによって運ぶとしている（甲9の1）。

境川金森調節池建設の総事業費は、207億円とされている。

被告東京都は、平成36年度中の完成を目指し、平成29年度中に本体工事に着手するとしていたが（甲9の1）、現時点では、本体工事には着手していない。



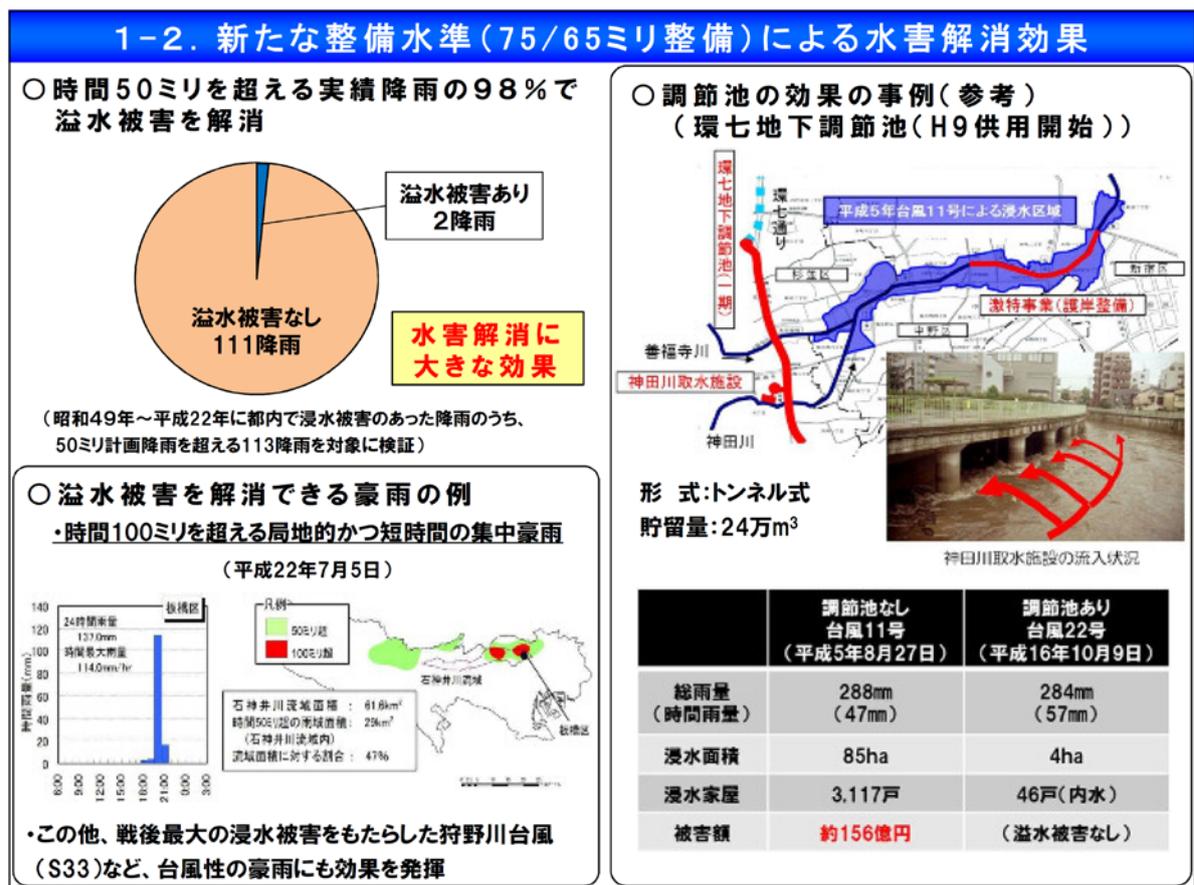
### 16. 工事スケジュール(予定)

工期	1年日	2年日	3年日	4年日	5年日	6年日	7年日	8年日
準備工事 (道路補修・支障物移設)	■							
本 体 工 事	調節池 (仮設・本体工)	■	■	■	■	■		
	越流堤						■	■
管理棟設置工事							■	■
機械設備工事 電気設備工事							■	■
主な工事車両 通行予定 (市道①、②ルート)	10tダンプトラック 約25台/日 セメント運搬車 約5台/日					10tダンプトラック 約15台/日 コンクリートミキサー車 最大約5台/日	コンクリートミキサー車 最大約5台/日	
(河川③ルート)	(パイプコンベヤの製作・設置) → (パイプコンベヤによる土砂搬出 (河川③ルートの利用))							



イ 東京都においては、都区部（とりわけ都心部）における状況と、多摩地区（特に境川流域）の状況とは全く異なる。すなわち、被告東京都の都区部（とりわけ都心部）においては、土地の高度利用が進み資産の集積も著しく、地下施設も数多くあることから、洪水に対する潜在的な危険性は高い。

被告東京都は、「新たな整備水準（75/65ミリ整備）による水害解消効果」として、「時間50ミリを超える実績降雨の98%で溢水被害を解消」としているが、その水害の事例や調節池の効果も、都区部におけるものである。



（甲9の1）

ウ これに対して、多摩地区においては、都区部ほど、土地の高度利用は進んでおらず、地下施設も少ないことから、洪水に対する潜在的な危険性は低い。特に境川流域は、主に一般住宅地・農地であり、地下施設はほとんどない。河川整備の具体的な内容は、各河川の実情とりわけ各河川において予測される河川災害に合致したものでなければならない。境川の流域において、「新たな治水対策が喫緊の課題」となっているという状況はない。

## (2) 境川は「掘込構造」の河川であること

境川は「築堤構造」の河川ではなく「掘込構造」の河川である（甲1河川整備計画図1-2）。したがって、境川で洪水が発生したとしても、「築堤構造」の河川のように堤防が決壊して被害が広範囲の流域地域に拡大するような危険性はない。

「掘込構造」の河川では、洪水が河道から溢れてきた場合でも、水深は徐々に増加するので、避難のための時間は十分に確保できる。したがって、人命にかかわるような洪水災害の危険性はそもそもない。

## (3) 境川における過去の洪水被害も限定的であること

現に、境川における過去の洪水被害は限定的なものにとどまっており、大きな被害は発生していない。

境川における近年もっとも大きな洪水被害は、平成20年8月水害であるが、この時に被害を受けた地域は、町田市森野地区、原町田地区（市役所付近）～JR町田駅付近であり、被告都が建設を予定している金森調節池の上流に位置する地域である。つまり、金森調節池が建設されたとしても、それよりも上流部で発生する洪水を緩和することはできないので、今回の工事にはこのような災害を防止する効果はない。

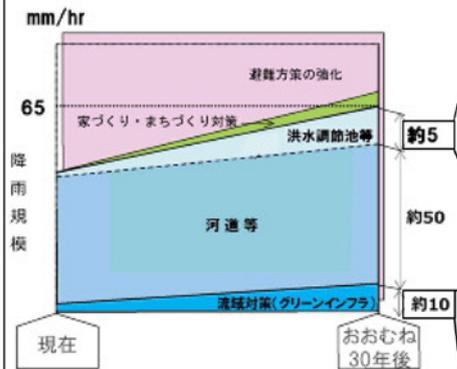
## 2 他に有効な代替手段があること

### (1) 他に総合治水対策という有効な代替手段がある

前述したとおり、被告東京都は、近年、1時間あたり50ミリを超える降雨が増加していることから、多摩地域においては、1時間あたり65ミリの降雨に対応できるように、河川整備の目標水準を引き上げ、境川においては、増加分の1時間あたり15ミリについて、そのうち5ミリ分は洪水調節池でカットすることにし、残りの10ミリ分は流域対策（グリーンインフラ）で対応するとしている（甲9の1）。

## 5. 洪水調節池と流域対策(グリーンインフラ)の役割分担

### ○各対策の役割分担イメージ図

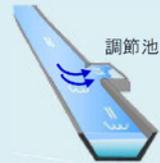


- ・グリーンインフラは、流域全体において市民が参加して取り組める治水対策
- ・洪水への対応は、双方の特性を踏まえた適切な役割分担の基で実施する必要がある

### ○洪水調節池

【目的】  
洪水を川から直接取り込み、水位を下げる

- 【特性】
- ・下流部の安全性を確保した上で、上流部の断面拡大が可能
  - ・洪水調節に特化した機能
  - ・治水効果を早期かつ確実に発現
  - ・河川管理者により計画的に施設を設置し、適切な維持管理により安全かつ継続的に機能を確認



神田川取水施設への流入状況

### ○流域対策(グリーンインフラ)

【目的】  
雨水を流域で貯留・浸透させ、川や下水道への流出を緩和

- 【特性】
- ・流域の保水・遊水機能を確保
  - ・地下水涵養、雨水の有効活用などの多様な機能
  - ・治水効果の発現に時間を要する
  - ・民間が実施する対策について、計画的に進めること及び設置後の管理状況の把握が困難

#### <貯留施設>

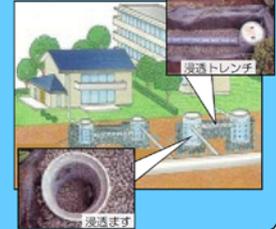


雨水タンク



防災調整池(境川流域)

#### <浸透施設>



浸透ます

この流域対策（グリーンインフラ）とは、「雨水を流域で貯留・浸透させ、川や下水道への流出を緩和する」ことを目的とするもので、流域の降雨が河川へ到達するまでの時間を長くすることによって、雨水が河川へ流出することを抑制し、下流の河道に流れる流量を減少させる（調節する）というものである。具体的な施策としては、道路を透水性の舗装にすることや、浸透ますを設置することなどがある。

こうした流域対策（グリーンインフラ）の工事は、金森調節池のように建設に何年も要するようなものではなく、短期間で行うことができ、また流域のどこからでも実施することができる。そして、工事後、工事した量に応じて直ちに効果が発揮される。つまり効果に即効性がある。

ところが、被告東京都は、境川流域の流域対策（グリーンインフラ）には、全く取り組んでいない。

より容易であり、かつ安価で、より早期の効果が期待できる流域対策（グリーンインフラ）という他に有効な代替手段があるにもかかわらず、これを実施しないで、金森調節池というより困難かつ多額の費用を要し、効果（わずか1ミリ分の流量にしか対応できない）を発揮するまで何年も要する工事を優先することは、治水対策

として著しく不合理である。

(2) 最も優先されるべき施策は河道断面の掘削である

被告東京都は、従前、河川整備の目標水準を、1時間あたり50ミリの降雨に対応できることに置き、境川の被告東京都管理部分での河川改修工事はほぼ完了しているとしている。

一方で、下流神奈川県管理部分では、未だ1時間あたり30ミリの降雨にしか対応できていないとされている。

そのため、被告東京都では、神奈川県側に負担を掛けられないとして、境川においてはすでに河道断面を50mm/hで整備したにもかかわらず、工事により発生した本来河道外に搬出するべき土砂を搬出せず河床に残して、30mm/hしか流れないようにしている。つまり、整備されただけの流量を流せないように抑制措置がかけられている状態である。

このような状況で、次に求められる最優先の対策は、まず、下流地域の整備を進め、この流量調整を解除することである。このような対策を優先的に実施することにより、一時間あたり20mm/hの降雨量増に対応できることとなる。

にもかかわらず、被告東京都は、このような対策を優先させるのではなく、現状の30mm/hのまま、原告ら住民に、金森調節池の建設による不利益の負担を強いている。被告東京都による工事計画の遂行順序は著しく不合理であり、原告らの生命・健康・安全に対する危険性を正当化することができない。

3 地域住民の安全を守るための工事でも、地域住民の合意のもとに進めなければならないこと

(1) 境川金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害の方がはるかに大きいこと

境川金森調節池は、本来、境川の洪水被害から、地域の住民の生命・身体・財産の安全を守るための工事のはずである。にもかかわらず、多くの地域住民が反対している。この反対は、地域ぐるみといえる拮かりを示しており、裁判原告となって提訴したものはそのほんの一部である。

それは、なぜなのか。境川金森調節池建設による治水安全性の向上よりも、建設工事に伴う弊害（交通事故、騒音・粉塵、保育園経営への影響、農業への悪影響、西田スポーツ広場をええなくなる不利益など）の方が、はるかに大きいと、多くの

住民が確信しているからである。そして、このような確信は被告東京都の説明を聞き、工事計画を良く理解した上で、冷静に地域住民が検討した結果たどり着いた結論なのである。

端的に言えば、境川の洪水によって命を落とすよりも、建設工事の工事車両による交通事故によって命を落とす可能性の方がはるかに高い。このことは疑いようのない、前提事実である。

このような工事に、多くの地域住民が反対することは当然であり、裁判所もこのような地域住民の意見を真摯に受け止め、行政の主張と住民の主張のどちらに合理性があるかを公正な立場で判断するべきである。

## (2) 境川金森調節池建設決定の過程の情報公開は不十分であり、地域住民の意見が聞かれていないこと

境川金森調節池建設については、平成27年3月に、被告東京都と町田市の基本協定書が締結されている（甲12）。平成27年4月には、被告東京都と神奈川県が、境川水系河川整備計画を策定している（甲1）。

しかし、このような過程において、なぜ神奈川県流域の河川整備に時間がかかるのか、地域住民の反対の意見が強く表明されている境川金森調節池に代わる総合治水対策を優先して進める方策がどのように検討されたのかなど、建設計画決定の過程の情報が十分公開されているとはいえない。

平成28年6月24日には町田市議会において、基本協定書の凍結と住民への説明を求めた請願が採択された（甲13、甲14）。このような地元議会の意見に対応するためにどのような施策が検討されたのかも、明らかにされていない。

このように、このような地域住民の生活環境に重大な影響を及ぼす工事計画については、地域住民の意見が尊重されなければならないにもかかわらず、地域住民の生命と健康に大きな影響を与える境川金森調節池の建設計画決定の過程について、その情報公開は極めて不十分であり、地域住民の意見が聞かれていない点も、本件工事が違法であることを示している。

第5 境川金森調節池建設工事によって、原告ら周辺住民には、生命、身体、環境の安全性が害されるおそれがある

1 原告ら周辺住民が被る損害・不利益

(1) 本件周辺地域は良好で平穏な住宅街であること

本件境川金森調整池工事の対象となっている西田スポーツ広場の周辺地域は、建築協定書が締結された建築協定区域を含んでいる。すなわち、東京都町田市金森字10号1438番1ほかの区域は、昭和62年1月27日、東京都住宅供給公社理事長が申請し、町田市との間で、同年3月16日、「ホームタウン町田金森協定」（以下、「本件建築協定」という。）を締結した区域である（甲15「ホームタウン町田金森」建築協定書及び「ホームタウン町田金森」建築協定運営委員会規約）。本件建築協定に基づく本件建築協定区域の範囲は、甲15の区域図（図2）のとおりであり、西田スポーツ広場の周辺地域に含まれている。

そして、本件建築協定は、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とし（甲15建築協定1条）、協定区域内における建築物の用途、形態、敷地、位置に関する基準を定めると共に（同建築協定7条各号）、違反者に対する工事施工停止や是正措置を請求するものとしている（同建築協定9条）。

そして、東京都住宅供給公社は、本件建築協定を前提として、昭和62年、本件建築協定区域の一戸建分譲住宅40戸を、「ホームタウン町田金森」「緑のリバーサイドストーリー 暮らし、ふっくら。」と題して、大々的に購入募集をした（甲16ホームタウン町田金森）。この購入募集には、「21世紀にふさわしい家づくりをめざし全戸に高規格住宅を導入。」「高規格住宅とは、耐久性、居住性、安全性、意匠、環境等の面で住宅金融公庫が定める水準の規格を有する住宅のことです。」とも記載されていた（甲16の24頁）。

これにより、本件建築協定区域では、町田市との間で締結された建築協定に基づく良好で平穏な住環境が形成され、維持増進されてきた。これにあわせて、本件建築協定区域に隣接する区域など、本件周辺地域全体においても、良好で平穏な住環境が形成されてきたものである。

(2) 本件工事により予想される損害・不利益

本件境川金森調整池工事は、西田スポーツ広場を30メートルも掘り下げ、10年の長期に渡り、150万トンもの土砂をショベルカーで掘り起こし、ダンプカー等で搬出することとされている。本件工事により、長期に渡り、騒音、振動、粉塵、

フェンスによる日照問題に苦しめられることになる。

さらに、西田スポーツ広場の周辺地域には、本件工事に伴い、工事車両が頻繁に通ることとなり、原告ら周辺住民には交通事故の危険が高まる。住宅部の歩道は片側しかなく、工事車両の多くは一般的に大型車両であり、交通事故による、生命、身体を侵害されるリスクを負うこととなる。特に、本件周辺地域は、通学をする生徒（小学校低学年生も含む）が多数通行するため、当該生徒らの交通事故の危険性は飛躍的に高まる。



(本件周辺地域で通学する生徒らの様子)

実際に、本件工事の土砂の搬出ルートとされている道路では、平成28年2月17日、小学1年生が、町田市鶴間にある鶴間橋北交差点（事件当時はT字路、現在は十字路）の横断歩道を渡っていたところ、左折しようとしたダンプカーに轢き逃げされて亡くなっている（甲17：2016年2月17日付け産経ニュース）。



(地図：丸で囲んだ部分が鶴間橋北交差点である)

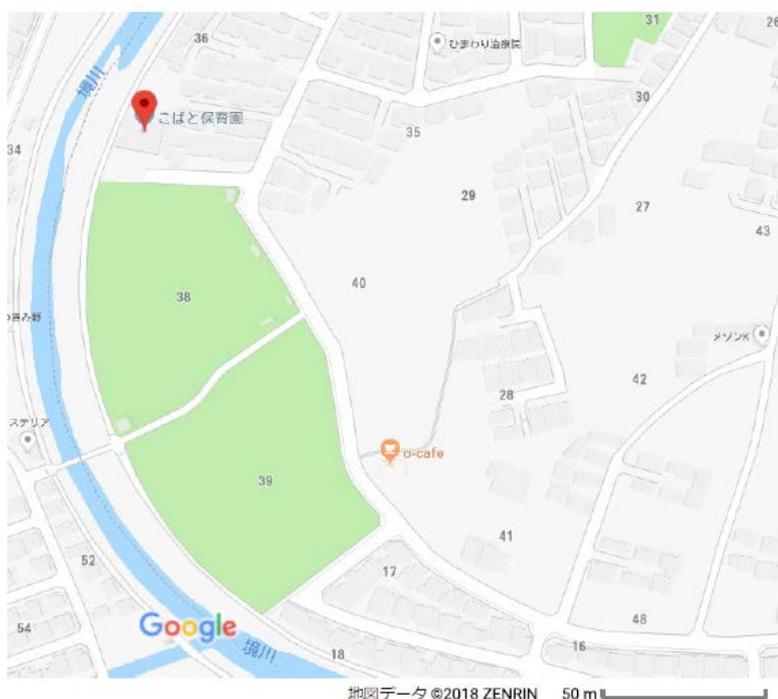
なお、金森調節池建設工事計画においては、交通量削減のためにパイプコンベアによって土砂搬出することが予定されているが、パイプコンベアの故障時にはダンプカーによって土砂搬出することとされている。また、建築資材の搬入は大型トレーラーによって行うこととされ、生コンクリートは大型のコンクリートミキサー車でしか運べない。よって、パイプコンベアの導入後も、周辺地域に大型工事車両が通るという危険な状態には変わりがない。

また、例えば、本件周辺地域のうち、本件建築協定区域では、車道の幅が約5.9メートルと狭く、ダンプカー等の工事車両がいると緊急車両が通れないため、防災上も問題がある。

以上のとおり、本件周辺地域は、町田市との間で締結された本件建築協定に基づく良好な住環境が形成されているものの、本件工事によって、その住環境は破壊されてしまう。

## 2 こばと保育園及び園児が受ける損害・不利益

本件境川金森調整池工事の実施が予定されている西田スポーツ広場から道路を挟んだ隣には、社会福祉法人飛翔会が運営している「こばと保育園」(東京都町田市金森6-37-18)がある。すなわち、本件境川金森調整池工事は、こばと保育園の目の前で実施されるのである。



(地図：こぼと保育園の位置)

元々、こぼと保育園は、園庭だけでは狭く、認可保育園の基準を満たしていないため、西田スポーツ広場を園庭代替地とした上で認可されているものである。

また、西田スポーツ広場は、こぼと保育園の園児にとって毎日の遊び場となっている上、保育園行事の「夕涼み会や運動会」の会場でもある。さらに、こぼと保育園は、西田スポーツ広場に保育園備品が入った倉庫を設置しているほか、近隣に駐車場がないため貴重な職員駐車場としても利用している。

本件事業により、園児の遊び場であったグラウンドの利用ができなくなるばかりか、ショベルカーやダンプカーの振動や騒音により園児のお昼寝に支障をきたし、保育環境を脅かす。狭い園庭だけでは子ども達の運動や遊戯にとっては不十分である。

さらに、ダンプカー等の工事車両が行き交う中では、保護者の送迎や園児の近隣への散歩も大変危険である。本件工事の土砂の搬出ルートとされている道路では、平成28年2月17日、小学1年生がダンプカーに轢き逃げされて亡くなっていることは、先述のとおりである。

大規模工事の現場の目の前のこぼと保育園に入園を希望する方がいるとは考え難く、しかも、工事期間は、保育園に在園する6年間より長い10年間にも渡ることから、在園児童の転園も予想され、こぼと保育園の存続も危ぶまれる事態である。

「特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間は満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものといえることができる」（最判平成21年11月26日民集63巻9号2124頁）のであり、こぼと保育園が閉園となってしまった場合には、上記法的地位を侵害される。

### 3 農業者が受ける損害・不利益

本件工事は地下30メートルも掘り起こすため、これにより周辺の井戸が枯渇するおそれも高い。

かつて、本件周辺地域において昭和42年頃に川幅を広げる工事をした際も、周辺の井戸が一旦枯れてしまったという事態が起きた。本件周辺地域には、地下の浅い部分に地下水脈があることが伺われる。



(本件周辺地域での畑の様子。中央に井戸がある。)

そして、本件周辺地域には、畑が存在しており農業に従事している者がいる上、ハウス栽培をしている者も多く、水が潤沢に必要である。



(本件周辺地域での畑の様子。ビニールハウスも多数設置されている。)



(本件周辺地域のビニールハウスの脇にある井戸。)

本件工事により、井戸が枯れれば、農作業に多大な影響を及ぼすことは明らかであり、井戸の代わりに水道水を使うことになると、年間80万～100万円がかかるとの試算もある。そのような事態となれば、本件周辺地域の農業者は、その生業である農業を止めざるを得ない事態にまで追い詰められる可能性さえある。

このように、本件周辺地域の農業従事者の受ける損害は、著しいものである。

#### 4 西田スポーツ広場が使用できないことによって、原告らが被る著しい損害

西田スポーツ広場は、本件周辺地域にとって、周辺住民の健康を増進するスポーツの場であり、野球、サッカー、グランドゴルフなどが行われている。西田スポーツ広場を使用している団体は、多数に及び、しかも老若男女を問わず幅広い人々が利用している。

西田スポーツ広場管理運営委員会が作られており、西田町内会、少年野球チーム、サッカーチーム、ソフトボールチームなどから役員を選出し、町田市長に届け出をして(甲18)、本件西田スポーツ広場を管理・運営している。



(西田スポーツ広場で野球をする少年野球チームの様子)

西田スポーツ広場管理運営委員会が、町田市に提出しているスポーツ広場利用団体報告書(甲19)によれば、サッカーチームとして、町田つるまSC(110名)、NPO法人アスレチッククラブ町田(100名)、小川パワーズ(65名)、つくしのフェニックス(60名)等、ソフトボールチームとして、なるせパパーズ(50名)、南つくし野ソフト(50名)等、野球チームとして、ブルーインパルス(31名)、カプリッチョ(30名)、ザ・ドリフターズ(30名)等のほか、町田市老人クラブ連合会(120名)、原クラブ(50名)などによるグランドゴルフ、さらに、こぼと保育園(104名)、光幼稚園(300名、マラソン大会)などが利用している。

また、西田スポーツ広場管理運営委員会が作成して町田市長に提出している西田スポーツ広場利用状況報告書によれば、記録上表れているだけで、2017年4月から同年7月までの利用人数は1万1685名(甲20)、同年8月から同年11月までの利用人数は1万1990名(甲21)にのぼっており、1年間では3万人以上が利用している。西田スポーツ広場月別利用状況内訳書(甲20および甲21の2の各2枚目以降)によれば、ほぼ毎日、スポーツ団体等が西田スポーツ広場を利用している。

また、これ以外にも、近隣の中学校で運動場が使用できなかった際には、西田スポーツ広場で運動会を実施している。さらに、西田スポーツ広場は、憩いの場でもあると共に、盆踊り(約1000名が参加)や避難訓練などを行う、コミュニティの核ともなっている。西田スポーツ広場のような規模の広場は近隣には存在せず、代替施設の確保は困難である。

このように、西田スポーツ広場は、子どもたちの健全な成長や、周辺住民の健康の増進、さらには防災拠点としても大きく寄与しているものである。

西田スポーツ広場は、記録上表れているだけで年間3万人ものグラウンド利用者がいるところ、本件工事が行われれば、これらの利用者は行き場がなくなり、子どもから高齢者まで様々なスポーツ文化が失われる。

本件工事の期間は約10年間もの長期に及ぶため、このような地域交流の最大の拠点が10年間も使用できないこととなり、地域社会コミュニティに及ぼす影響は甚大であり、地域社会の崩壊すら招きかねないほど深刻なものである。

## 第6 本件工事は差し止めるべきこと

### 1 工事差止めについて

原告ら周辺住民は、生命、自由及び幸福追求に対する権利並びに健康で文化的な生活を営む権利を保障されており、民事上も、生命、身体、健康のみならず、快適でより良好な住環境を求める権利としての人格権を有している。かかる人格権が侵害され、又は将来侵害される蓋然性のある者は、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずる侵害を予防するために、当該行為の差止めを求めることができる。

そして、その違法性の有無を判断するに当たっては、予想される侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度、行政目的達成の手段としての相当性を比較検討するほか、侵害行為の継続する期間、被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して、これを決すべきものである。

### 2 本件事業の違法性と原告らの権利利益の侵害

本件において予想される侵害行為は、上記のとおり、大規模工事に伴う、工事車両通行による交通事故、住環境の悪化、保育園の経営の阻害、農業者らの使用する井戸水の枯渇に加えて、西田スポーツ広場が長期間にわたって利用できなくなることによるコミュニティ継続の困難性などである。

そして、本件において侵害される利益は、原告ら周辺住民の生命、身体、健康、住環境に加えて、保育園、農業者らの財産権、さらに、スポーツ広場機能の喪失、地域コミュニティの崩壊である。

本件工事は、治水工事であり、一般的には公共性ないし公益上の必要性が認められるものの、先述のとおり、境川の他の箇所での治水事業が進んでいない以上、その効果は極めて限定的なものに過ぎない。

さらに、侵害行為の継続する期間は10年という長期に及ぶ。しかも、工事完成後も、維持管理のために、ダンプカーによって土砂の搬出を続けなければならない。

他方、被告は、被害の防止に関する措置として、パイプコンベアによる土砂搬出という方法を取り入れているが、それでは不十分であることは先述のとおりである。

よって、本件建物の建設により、原告ら周辺住民は、前項のような損害を被る蓋然性があり、これは社会生活上受忍すべき限度をはるかに超えている。

### 3 差止めの必要性が高いこと

本件工事によって原告ら周辺住民が被る損害・不利益は、損害賠償請求では填補することができない。

本件周辺地域では、境川の形状から考えて、大規模な洪水が生じることは考え難い。他方で、本件工事では、多数の工事車両が、平穏な住宅街の中を通行することとなっており、こぼと保育園を利用する園児や、登下校をする小中学生などを含む周辺住民が交通事故に遭うリスクは極めて高い。しかも、一般車両と異なり、工事車両は大型であり、交通事故が生じたときには、被害者が死亡ないし重傷となる可能性が高い。

一人の生命は全地球よりも重いものであり、このような悲劇が起こってからでは取り返しがつかない。

また、こぼと保育園は、本件工事が実施されれば、入園者の激減、転園者の続出などが生じる可能性があり、その存続も危ぶまれる。保育園は地域に根差して運用されるものであり、その経営基盤が一度失われてしまえば、回復することは困難である。これに対応し、こぼと保育園に通う児童およびその保護者は、当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するところ、この法的地位を侵害されるものである。このような損失は、損害賠償請求によって補填することができない。

農業者らは、本件周辺地域に潤沢な井戸水があったからこそ、農業を継続することができていた。そもそも、井戸水は常温であるのに対し、水道水は冷温で、カルキも含まれているため、農業用水には不向きであり、井戸水が枯れてしまえば、農業の継続自体が困難である。

さらに、10年間にわたってスポーツ広場が利用できないことで、スポーツ文化が失われ、地域コミュニティが崩壊すると、これを回復することはおよそ不可能となる。

以上のとおり、本件工事によって原告ら周辺住民が被る権利侵害、損害、不利益は、損害賠償請求では填補することができないため、工事の差止めをする必要性が高いものである。

### 4 結論

本件工事は、その必要性がなく、他に有効な代替策があるにもかかわらず、これらを比較検討することなく、地域住民にこのような広範な被害をもたらす

工事が強行されようとしている。このような工事の強行は、原告らの社会通念上受忍すべき限度をはるかに超えており、原告らの人格権と民法709条に基づき、本件工事は差し止なければならない。

以上